

組合ホームページでも随時
情報発信中ですので是非ご覧ください

鹿島人材養成事業協同組合

検索

ホームページ
QRコード→



新緑が芽生える初夏の訪れを感じる季節となりました。6月は梅雨入りの時期で湿度が高くなり体調を崩しやすく、食中毒などにも気をつけなければなりませんので、技能実習生と特定技能者への衛生管理の注意をお願いいたします。

また、新制度「育成就労制度」も2026年9月からいよいよ事前申請の開始となり、弊組合としても準備を進めているところです。この新制度についても新着情報を随時ご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。



育成就労制度
事前申込申請開始
まであと3ヶ月

育成就労制度の「分野別上乘せ基準」について

育成就労制度では、受入の申請にあたり分野ごとの「上乘せ基準」が設定されています。2026年9月からの受入れ申請にあたっては、この基準を満たす必要があります。今回は、2026年5月22日時点で告示されている上乘せ基準の概要をご案内させていただきます。

分野	分野別上乘せ基準の概要(2026年5月22日時点)
農業	安全作業体制と技能研修制度を整備、季節対応も必須
飲食料品製造業	食品衛生法に基づく許可と衛生設備管理が必要
外食業	調理衛生管理体制と従業員教育制度を整備する
工業製品製造業	安全教育体制と設備管理を整備し、技能習得を制度化
木材産業	加工設備の安全管理と品質保持体制を制度化する
介護	指導員配置や研修体制、相談窓口を設置するなどの体制整備
ビルクリーニング	建築物衛生管理業の登録が必要、衛生管理体制を整備
リネンサプライ	業界団体認定の衛生管理基準を遵守し、設備を整える
造船・船用工業	技能継承のため熟練者指導体制と安全設備を義務化
自動車整備	整備工場の認可取得と設備管理、技術研修体制が必要
宿泊	旅館業法に基づく許可と衛生管理体制の整備が必須
鉄道	運行安全体制と設備管理制度を整備し、認可を受ける
漁業	海上安全設備と救命体制を整備し、技能研修を制度化
林業	安全装備と教育体制を整備し、危険作業に対応



■日本語教育アプリ「げんばのにほんご」について

日本語教育アプリ「げんばのにほんご」は、技能実習生が、スキマ時間を利用して日本語学習ができる、スマートフォン向けのアプリです。

技能実習先における現場の言葉や会話の学習を目的として、外国人技能実習機構が開発したものです。インストール及び利用は無料です。

言語は「中国語」「ベトナム語」「インドネシア語」「クメール語(カンボジア語)」「タイ語」「ミャンマー語」「英語」「タガログ語(フィリピン語)」の8言語

職種は「機械・金属関係職種」「食品製造関係職種」「建設関係職種」「農業関係職種」「繊維・衣服関係職種」「漁業関係職種」「溶接関係職種」の7職種に対応しています。

▶ iPhoneをお使いの方

▶ Androidをお使いの方



■海へ出かける前に(海上保安庁からのお知らせ)

海上保安庁では、遊泳などのマリネジャーを誰もが安心して楽しめるように事故防止のための情報を発信する総合安全情報サイト「**ウォーターセーフティガイド**」を公開しています。

多くの外国人の方が日本の海を訪れ、マリネジャーを楽しんでおりますが、それに伴って海での事故も増加していることから、この度、海での安全の対策に係る取組みの一環として、事故が多い事例について案内するリーフレットをリリースしました。

マリネジャーを楽しむ際は、海に関する知識、装備、習得すべき技術などについて、十分理解し、準備した上で海に出ることが大切です、このことが自分や家族の命を守ることに繋がります。

ぜひ、このウォーターセーフティガイドを技能実習生・特定技能者の方への周知してください。

■ウォーターセーフティガイド 外国語リーフレット

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/leaflet/index.html>



■食中毒防止のための指導をお願いします

梅雨の季節となり、食中毒が起きやすい時期です。食中毒を起させないためにも生活指導をお願いいたします。

●台所まわりの衛生管理

使用後の台所の清掃、生ごみの処理、毎週回収日にごみを捨てるよう徹底させましょう。

●食材・食事の保管

技能実習生や特定技能者の中には冷蔵庫で食材や食事を保管する習慣がない方もいるので、冷蔵庫での保管についてアドバイスをしてください。



■組合へのLineでのご連絡について

弊組合では公式Lineを開設しております。

お友達登録の際には、右の登録QRコードをご利用ください。

◆公式Lineの利用例

- 組合より実習実施者の皆様へお願いする諸書類の送付(責任者講習修了証、36協定書、賃金台帳等)
- 技能実習生の顔写真の送付



■組合による監査が終了しました

5月7日～19日まで実施した「組合による監査」につきまして、ご協力ありがとうございました。

下記内容は注意していただきたい事項となりますので、ご確認いただき、実習実施者の皆さまにおかれては対応をお願いいたします。

▶時間外労働45時間超の場合

月ごとに軽微変更届の作成が必要です

月の残業時間が45時間を超える場合、軽微変更を届出する必要があります。組合への連絡と出勤簿(実習日誌)の提出をお願いします。

▶雇用契約の内容変更や宿舍に関する

変更があった場合は手続きが必要です

雇用契約や宿舍などに関する変更がある場合には、組合にご連絡ください。

▶書類の備付け状況を確認してください

労災書類、36協定等の備付け書類について、不備が無いよう確認をお願いいたします。

▶残業等の計算ミスについて

残業代の計算時に、割増率や金額の確認をお願いします。



▶定期健康診断の実施

定期健康診断は1年ごとの実施が必要です。また、**特殊健康診断**の対象業務を行っている受入れ企業様につきましては、**じん肺健診(3年に一度)**や、**溶接ヒューム健診(半年に一度)**等を行う必要があります。

該当する受入れ企業様におかれましては、技能実習生、特定技能者に必ず受診を行うよう、引き続きお願いいたします。

■次回の監査は8月上旬を予定しております。

今後の行事予定

6月1日(月)	技能実習生入国(インドネシア)
6月1日(月)	技能評価試験:鉄工試験(上級) 場所:高松工業株式会社
6月4日(木)	技能評価試験:型枠試験(上級) 場所:茨城県職業人材センター
6月5日(木)	技能実習生配属(インドネシア)
6月10日(水)	技能評価試験:鑄造鑄物試験(専門級) 場所:株式会社カトー
6月10日(水)	技能評価試験:型枠試験(基礎級) 場所:高度ポリテクセンター(千葉)
6月14日(日)	技能評価試験:とび試験(上級) 場所:茨城県職業人材センター
6月23日(火)	技能実習生入国(インドネシア・ベトナム)